

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日（1回目）	直近の更新年月日
猪苗代町	伯父ヶ倉地区 （伯父ヶ倉集落）	令和2年11月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	60.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	46.3 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	20.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.6 ha
（備考） 生産コストの低減を図りながら、現状を維持した営農に取り組む。	

注 1 : ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注 2 : ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3 : アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注 4 : プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

後継者がいるものは自分で作業ができるところまで作業を行い、その後は後継者はまかせるとの意識がある。ただし、後継者と期待されている者は、農業経営の当事者意識が無く将来のことが話題にならない。
地区内の担い手は地区外農地を受けている人が多く、今後集落内で出し手が増えた場合に、地区内の担い手に集積することが可能かどうか不安。

注 : 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は伯父ヶ倉集落の中心経営体が担う。
農地所有者は、原則として集落に相談を行なった上で、町農業委員会を活用することで機構に農地を貸し付け、耕作者は機構から農地を借り受ける。
認定新規就農者の受け入れを促進することで対応する。

注 1 : 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2 : 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

<p>（農地中間管理機構の活用方針） 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として集落に相談をした上で、町農業委員会を活用することで農地を機構に貸し付け、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。</p>
<p>（農地中間管理機構の活用方針） 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>（農地の保全への取組方針） 中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。</p>
<p>（新規作物の導入方針） 米、そば等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。</p>
<p>（鳥獣被害防止対策の取組方針） 地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払いなど）の取り組みを目指す。</p>
<p>（生産コストの低減と作業効率化の向上） 農地の貸借の場合には集落で話し合いを行いなるべく連担化が図れるような貸借に取り組む。</p>
<p>（話し合いの機会） 多面的の事業の際などに、農地利用等に関しても話し合いを行う。</p>